

爭議の真相と會社の覺悟

去る八月二十一日(㊟)動力擔當工人渡邊福太郎が、就業中負傷して鶴見生麥の眞田病院へ入院しました。當日は日曜日で出勤者少なく、其上増田動力擔當主任は自宅に不幸があつて、丁度葬式の日であつた爲め關係職員等も手不足で困つて居たにも拘らず、赤尾主任は負傷者を直ぐに入院させ、家族へも直ぐ知らせの手配をし、病院にも見舞に行くなど、總て遺漏のない手段を採つたのであります。之は手不足の中の出来事にも拘らず、よくも取運べたと思はれる程で少しも手落ちはないのであります。然るに勞働組合幹部と稱する者等は、家族への通知が遅れたのが不都合だから赤尾主任に謝罪せよ、會社に謝罪せよと騒ぎ出したのであります。

會社は未だ曾て負傷者の取扱を等閑にしたことはないのみならず、終始誠實を旨として工人を遇して居ることは、工人諸君の知らるゝ通りであります。假りに家族への通知が多少遅れた嫌ひがありとて、若し苦情が出たならば、家族に對してならば、かく／＼の事情で遅くなつたとの辨明も、必要の場合があるかも知れませんが、之とても謝罪すべき問題とは思はれません、況んや他の一般工人に對して、謝罪なごすべき筋合のものではないことは自ら明かであります。この事は八月廿五日に掛合に來た工人が、赤尾主任の誠意を認め總て諒解して歸つたのであります。

尙右渡邊工人の入院豫定期間が十日間なるを、芝浦健康保険組合で七日に制限したのは不都合だといふ宣傳をして居ますが、是亦無根の事柄で、事實は次の通りであります。最初主治醫の説により、入院日数を十日とすることを組合で承認した處、神奈川縣醫師會が之を七日に変更したのですが、七日目即ち退院の期日になつて、眞田病院は尙七日間の入院を要するものと診斷したので、更に入院期日を延長したもので、是等の處置については會社も組合も何等手落ちはないのであります。

又八月二十五日、二時間半に亘つて全工場仕事をしなかつたのに對して、會社が賃金を支拂はないのは常識でも判ることであり、且つ當所の工賃及手當規定にも明示してある通り、働かないから賃金を支拂はないので、當然の取扱ひであります。この事は八月廿六日に話合に來た工人も、解釋上誤りのないといふことを認めて居る位です、尤も右の時間中でも、仕事をしたことが明かに判つて居るものには其時間に對して賃金を支拂ふことは勿論で、凡て手続き済みであります。

以上の如く何れも事理明白な事柄で、争ふ種がないにも拘らず、一部の者達が多数の工人を煽動して、八月廿四日夕刻以來三十一日まで騒擾、怠業等の行爲に出で、工場内の秩序を乱し、會社にも多数善良なる工人にも多大の迷惑を與へた故、八月三十一日情狀重大なもの四十名を懲戒解雇に處し尙同時に業務上の都合に依り十九名を解雇したのであります。

次で九月一日から罷業が始つたのであります。原因を探して見ても前述の事柄の外には何も見當りません、すると罷業三日目の九月三日になつて、十八ヶ條の要求書なるものを持參しました。罷業を行ひ、後から要求書を出すやうなことは、其眞意が何處にあるかを判斷するに苦じむのであります。

諸君は斯る行動に引きづられて、何處まで行くつもりか知りませんが、會社は飽くまでも正義と信する態度を採り、徹底的に工場内の風紀を肅清し、お互に安じて業を營むことが出来る様にとたいと堅く決心して居ります、今後とも會社に對して誠意なき行動を爲すものに對しては、容赦なく適當の處置を執るつもりでありますから、後日になつて悔むやうなことはないやうに、よく／＼熟慮せらるゝ様希望致します。

昭和二年九月イハ



株式会社 芝浦製作所

鶴見工場